

琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク 21 計画）（改訂骨子案）

（計画改訂の趣旨）

琵琶湖は我が国最大の湖で、世界でも数少ない古代湖の一つであり、その長い歴史の中で、50 種を超える固有種をはじめとする豊かな生態系が育まれてきました。

琵琶湖を守るため、琵琶湖の保全に誇りを持った人々の主体的な取り組みが続いていますが、琵琶湖集水域の土地利用や産業活動の変遷、ライフスタイルの変化などにより、琵琶湖を取り巻く状況は依然として厳しく、持続的な保全の取り組みが緊要の課題となっています。

この問題に対応していくためには、現在の琵琶湖に残されている自然環境を保ち、自然の復元力の回復に向けて取り組むこととあわせて、私たち自身が琵琶湖や身近にある河川・水路などの水環境・水辺環境を、いっそう賢明なかたちで利用し、暮らしを湖に近づけ、湖への関心、理解を深めることが必要になると考えられます。

平成 12 年（2000 年）3 月に、国の関係省庁の共同実施による計画調査の成果を踏まえて琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク 21 計画）を策定し、琵琶湖を 21 世紀における湖沼水質保全のモデルとすべく、水質の保全、水源かん養、自然的環境・景観保全等の幅広い取り組みを進めてきました。

平成 22 年（2010 年）度の第 1 期計画期間の終了に当たり、琵琶湖総合保全学術委員会でとりまとめられた第 1 期計画期間の評価と第 2 期以降の方向性および国で実施された計画調査第 1 期期間の点検の結果等を踏まえ、琵琶湖のあるべき姿に向けた達成方法と目標を見直し、計画の必要な改訂を行うものです。

第 1 章 基本理念とあるべき姿

琵琶湖は、自然と人との共生の営みを通して長い年月を経て形づくられてきた生命文化複合体ともいうべき多様な価値の集合体であり、世代を超えて共有すべき財産です。

琵琶湖に関わる全ての人々は、環境負荷の少ない暮らし、保全を支える活力ある暮らしを実現し、琵琶湖の恵沢を次世代に引き継ぐ責務を担っています。

このため、人々の暮らしが環境面における新たな生活文化にまで高まるよう、琵琶湖の特殊性、重要性、琵琶湖の現状と課題、保全の必要性等を踏まえ、琵琶湖に関わる人々の総意として、琵琶湖保全のための基本理念および琵琶湖のあるべき姿を次のとおり継承します。

< 基本理念 >

琵琶湖と人との共生（琵琶湖を健全な姿で次世代に継承します。）

< あるべき姿 >

活力ある営みのなかで、琵琶湖と人々が共生する姿

- ・琵琶湖の水は、あたたかも手ですくって飲めるように清らかに、満々として
- ・春には、固有種のホンモロコヤニゴロブナ等がヤナギの根っこ、ヨシ原、増水した内湖や水路等で産卵し、周囲の山並みは淡緑、淡黄等のやわらかな若葉と、常緑の樹々との鮮やかな彩りをみせ
- ・夏には、緑深い山から吹く風が爽やかに湖面をわたり、湖辺の公園では、水遊びする人びとの姿が見られ、足もとにはさらさらした砂地と固有種セタジミの感触
- ・秋には、固有種のピワマスが体を赤く染めて河川や水路を山里深く遡上して、豊かな森の土に育まれた水量豊富な溪流で産卵し
- ・冬には、えり漁を背景にカモが群れ遊び、湖辺では荒田起こしの作業の側で、サギが餌をついばむ
- ・目を転じれば、街中には四季を通じて小川が清らかに流れ、夏にはホタルが舞い、遠くから祭の囃子が聞こえ
- ・近所の水辺には遊んでいる子どもたちの笑い声が響き、子どもたちを温かく見守っている大人たちの姿がいつもあり
- ・光と風、木々や花々に季節の移ろいを感じながら、家にあっては、県内産の木の香りと温もりに包まれ、湖や地元でとれた旬の幸を家族や友人とともに味わい
- ・どの生業（なりわい）も地域に深く根を下ろし、働くことへの喜びに人びとの顔が輝き
- ・語り合い、ともに支えあい、湖への感謝の心と気づかいをつねに忘れることなく、琵琶湖を中心とする自然の大きな環のなかに、人びとの暮らしがある

(1) 基本方針

基本理念に基づき、総合保全のための取り組みの基本方針は次のとおりとします。

共感（人々と地域との幅広い共感）

琵琶湖に対する人々の関わりや考え方は多彩であり、新たな生活哲学に基づく環境負荷の少ない生活の実践および地域間の相互理解や協力体制の充実を図るためには、人々や地域間での協調が不可欠です。

このため、人々や地域の間での琵琶湖の現状や重要性、保全の必要性等についての共通の理解と認識、すなわち人々と地域との幅広い共感を得ることとします。

共存（保全と活力あるくらしの共存）

琵琶湖を健全な姿で次世代に継承するためには、琵琶湖への負荷を最小限にとどめながら、琵琶湖の恵みを楽しむとともに、保全を支える活力あるくらしを実現する必要があります。

このため、琵琶湖の豊かな恵みの賢明な利用を基本として、琵琶湖の保全と活力あるくらしの共存を図ることとします。

共有（後代の人々との琵琶湖の共有）

琵琶湖は、現在を生きる私たちが後代の人々から預かっている共有財産です。現在を生きる私たちは、過去から豊かな琵琶湖を受け継いできたように、未来へ豊かな琵琶湖を引き継ぐ責務を有しています。

このため、過去から現在、そして未来へという大きな時間の流れのなかで現在を生きる私たちは、後代の人々と琵琶湖を大切な宝物として共有します。

(2) 全県をあげた取り組み - 協働 -

琵琶湖と人との共生を図り、琵琶湖を健全な姿で次世代に継承するためには、県民、事業者等の日常生活や産業活動における環境負荷の少ない生活や産業活動の実践はもとより、各市町や河川流域等の地域の実情に応じ、各主体が協働して取り組むことが求められます。

このため、県民、事業者等の主体的な取り組みを基本に、各主体が積極的に協働して取り組みます。

なお、これら県民、事業者等の取り組みを支援するため、県はもとより地域により密着した市町の役割は重要であり、県と市町は連携を図り取り組みます。

さらに、琵琶湖の水質や生態系等は琵琶湖全体にわたって一律ではなく、水域等によって異なる状況を呈しています。また、私たちの生活のありようが琵琶湖へ与える影響も一律ではなく、負荷等の状況も地理的特性を有しています。

このため、琵琶湖に流入する河川流域ごとの地域的特性等を考慮しつつ、住民、事業者、市町、県等の各主体が一体となって取り組みます。

(3) 琵琶湖保全の規範

総合保全を進めるにあたっては、琵琶湖の保全と人々のくらしとの共存関係を保ちつつ、持続可能な発展を図るため、これまでの琵琶湖と人との関わりの歴史や地域の優れた伝統を尊重することが必要です。

それとともに、琵琶湖の現状や重要性、保全の必要性等についての広範な共通の理解と認識、すなわち琵琶湖保全に関する幅広い共感に支えられた、主体的な取り組みが不可欠です。

この取り組みは、琵琶湖と人との共生のための新たな挑戦であり、まさに、自然と人類との共存を図るといふ、いわば「世代を超える壮大な実験」と言えます。そして、それは、地域に根ざした着実な取り組みのなかから得られる試行錯誤も含めた実験の成果を国内はもとより世界の湖沼保全のモデルとしても発信し得るスケールの大きな挑戦でもあります。

このため、県内はもとより県外から訪れる人々も含めた琵琶湖に関わる全ての人々の総意において、琵琶湖保全に関する共通の規範を共有し、この壮大な実験に積極的に取り組みます。その結果として、琵琶湖保全に向けた私たちの生活様式の質が高まり、明るい未来の活力あるくらしの実現に貢献することをめざします。

琵琶湖保全の規範

一、琵琶湖の価値

琵琶湖は、優れた景観と豊かな自然生態系を誇る世界でも有数の古代湖であり、長い年月を経て人々のくらしの営みを通して、水資源としてのみならず、固有の文化をも育んできました。このような多様な価値の複合体ともいえる琵琶湖は、世代を超えて共有すべき財産です。

二、主体的な参画

私たちは、環境負荷の少ないくらし、保全を支える活力あるくらしを実現し、琵琶湖の恵沢を次世代に継承する責務を担っています。

そのため、琵琶湖と人との共生をめざし、自然と人類の共存を図るといふ、いわば「世代を超える壮大な実験」の取り組みに主体的に参画します。

三、参画の心得

参画に当たっては、「自然のみが自然を創り得る」という自然界の摂理に沿って、次のとおり心得ます。

私たちは、琵琶湖の多様性、固有性、地域ごとの優れた伝統を尊重します。

私たちは、琵琶湖へ与える影響に絶えず留意します。

私たちは、琵琶湖自身が有する復元力への支援に努めます。

私たちは、琵琶湖の恵みを感じて享受します。

私たちは、県民、事業者、行政等の協働により取り組みます。

四、世界の湖沼への貢献

取り組みの中から得られる成果を、国内はもとより世界の湖沼保全のモデルとして発信するなど、同様な課題を有する他の湖沼の保全にも積極的に貢献します。

第2章 第1期計画期間の評価

第1期計画期間（1999年度～2010年度）の評価は次のとおりです。

(1) 分野別課題

水質保全

琵琶湖の水質は、「昭和40年代前半レベルの流入負荷」という第1期目標の達成に近づいてきていますが、北湖の全リンを除き、環境基準は未達成です。

「難分解性有機物の増加」「湖の栄養塩バランスの変化」「降水・降塵の琵琶湖環境への影響」「新たな有害化学物質の登場」「深水層の溶存酸素濃度低下」「気候変動が湖におよぼす影響」などの新たな問題が顕在化しています。

水源かん養

「降水が浸透する森林・農地等の確保」という第1期目標は達成されず、水源かん養に寄与する土地の確保、森林の維持管理、効率的な水利用を図るための施策を進めることが必要です。

「野生鳥獣や病害虫などによる森林被害」「伐採林齢を迎えた人工林の活用」などの新たな問題が顕在化しています。

自然的環境・景観保全

「生物生息空間をつなぎネットワーク化するための拠点の確保」という第1期目標は達成されていません。特に内湖、水陸移行帯の回復の取り組みの強力な推進が必要です。

「水位操作による在来生物への影響」「南湖における水草の異常繁茂」「湖底環境の変化」「カワウの増加」「植物プランクトンの変化」「総合的な土砂管理」などの新たな問題が顕在化しています。

(2) 総合的な課題

「河川流域単位の取り組み」では、流域協議会などは住民の主体的な取り組みを進めるために一定の役割を果たしましたが、組織化や行政の支援方法の課題もあり、全てが当初の考えどおりの役割を果たしたとは言えません。

琵琶湖・淀川水系全体における琵琶湖の総合保全の必要性がますます大きくなっています。

「地球温暖化」が大きく注目され、「持続可能社会」「生物多様性」「生態系サービス」「順応的管理」などの環境保全に不可欠な新たな概念が社会的に認知されてきており、これらを見捨てて環境問題を考えることはできなくなっています。

これまでの取り組みには、琵琶湖を含めた流域を一つの系とし、水質や自然的環境・景観、水源かん養機能を一体として保全する視点、琵琶湖の「生態系サービス」全体に関する配慮が不足していたと考えられます。

琵琶湖の再生を目指すためには、人々のライフスタイルを大きく転換するとともに、政策評価による事業の優先順位付け、分野や部局を超えた取り組みの実施、琵琶湖の良い面について積極的な印象の情報発信を行うことなどが重要です。

第3章 新たな取り組みの方向性

あるべき姿に向けた第2期期間の新たな取り組みの方向性として「琵琶湖流域生態系の保全・再生」と「くらしと湖の関わりの再生」の二つを置くこととします。

「琵琶湖流域生態系の保全・再生」は、琵琶湖とその集水域全体を一つの系としてとらえ、それらがもたらす「恵み」が安定的かつ持続的に供給されるよう、系全体を一体として保全することが重要であることから、「水質保全」「水源かん養」「自然的環境・景観保全」について、全体的に取り組む意志を明確にするものです。

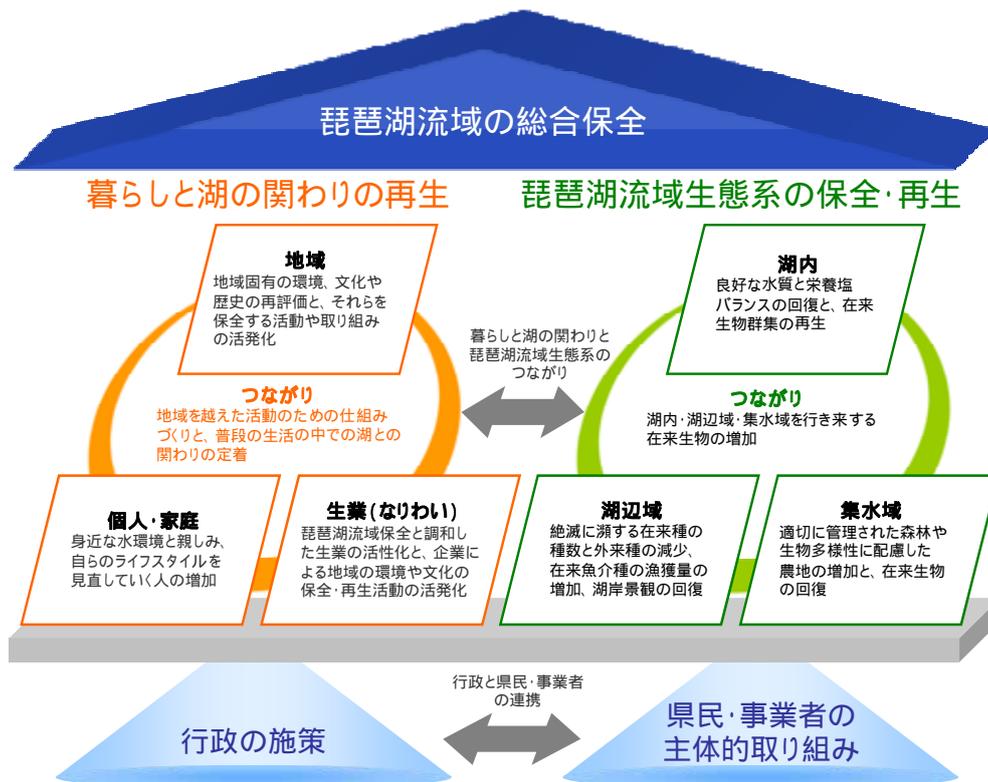
「くらしと湖の関わりの再生」は、琵琶湖の生態系の保全・再生のためには、人々のくらしのありようの見直しが不可欠であり、暮らしを湖に近づけ、湖への関心、理解を深めることが必要になると考えられることから、今回の改訂で新たに位置づけるものです。

琵琶湖流域生態系の保全・再生

「水質保全」「水源かん養」「自然的環境・景観保全」の取り組みを琵琶湖とその集水域で全体的に進めるため、琵琶湖流域を、「湖内」「湖辺域」「集水域」の三つの場に分け、それらをつなぐ「つながり」とともに、第2期計画の目標とそれを達成するための手段・方法および進捗の度合いを測る指標を設定し取り組むこととします。

くらしと湖の関わりの再生

くらしと湖の関わりを、「個人・家庭」「生業（なりわい）」「地域」の三段階に分け、それらをつなぐ「つながり」とともに、第2期計画の目標とそれを達成するための手段・方法および進捗の度合いを測る指標を設定し取り組むこととします。



第4章 計画の目標等

(1) 計画対象区域

本計画は、滋賀県域を対象とします。

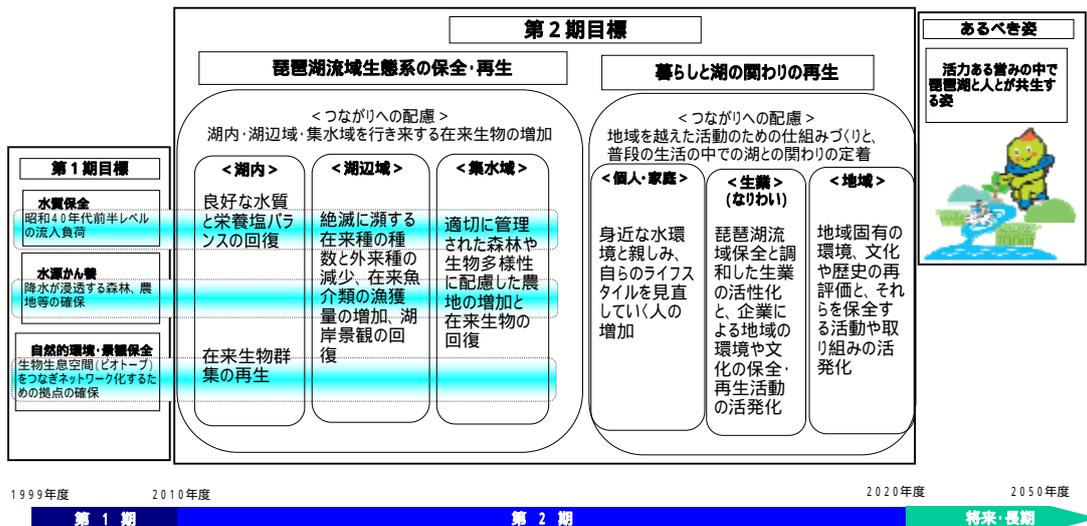
なお、本計画は、琵琶湖保全の指針としての滋賀県計画であることから、本県の行政区域である滋賀県域を対象とするものですが、琵琶湖・淀川水系全体における琵琶湖の総合保全の必要性がますます大きくなっており、琵琶湖集水域はもちろんのこと、下流淀川の保全をも視野に入れて策定します。

(2) 計画期間

計画の期間は、平成 11 (1999) 年度から平成 32 (2020) 年度までの 22 年間とし、そのうちの前半 12 年間 (1999 ~ 2010 年) を第 1 期、後半 10 年間 (2011 ~ 2020 年) を第 2 期とします。

(3) 計画目標

2050 年頃の琵琶湖のあるべき姿を念頭に、2020 年の琵琶湖を次世代に継承する姿として設定し、第 1 期の評価を踏まえ第 2 期において次のようにそれぞれ目標を設定します。



段階的計画目標

(4) 他の計画との調和

計画の推進に当たっては、全国総合開発計画、近畿圏整備計画その他の国が策定する計画および、滋賀県長期構想、滋賀県環境総合計画、湖沼水質保全計画、持続可能な滋賀社会ビジョンその他の県が策定する計画等との調和を保ちます。

特に滋賀県環境総合計画では、2030年に「持続可能な滋賀社会」を目指すべき将来の姿と位置づけ、その実現を図るための長期的な目標として、「低炭素社会の実現」とともに「琵琶湖環境の再生」が定められるとともに、さらにマザーレイク21計画の改訂の検討において、目標を具体化していくこととされています。

第5章 施策の展開

第1期計画期間では、「水質保全」、「水源かん養」、「自然的環境・景観保全」およびそれらの推進に必要な分野において、基本的方向を定め、対策を進めてきました。

第2期以降は、施策をこうした各分野別で捉えるとともに、琵琶湖とその集水域全体をひとつの系（システム）として捉えて、システム全体として保全していくことを目指し、琵琶湖流域を、「湖内」「湖辺域」「集水域」の三つの場に分け、それらを繋ぐ「つながり」への配慮とともにそれぞれ目標を定めて施策を展開します。

また、暮らしと湖の関わりの再生についても、「個人・家庭」「生業（なりわい）」「地域」の三段階に分け、それらをつなぐ「つながり」への配慮とともに、

それぞれ目標を定めて施策を展開します。

(1) 琵琶湖流域生態系の保全・再生

目標

<全体> 琵琶湖流域生態系の保全・再生

- ・湖内：良好な水質と栄養塩バランスの回復と、在来生物群の再生
- ・湖辺域：絶滅に瀕する在来種の種数と外来種の減少、在来魚介類の漁獲量の増加、湖岸景観の回復
- ・集水域：適切に管理された森林や生物多様性に配慮した農地と、在来生物の回復
- ・つながり：湖内・湖辺域・集水域を行き来する在来生物の増加

施策

水質保全

- ・湖内
 - 湖辺域、集水域における水質保全（汚濁負荷削減）対策
- ・湖辺域
 - 水質保全（汚濁負荷削減）対策
 - 水陸移行帯の保全・再生
 - 水辺の保全的活用の促進
 - 湖底環境の改善
 - レジャー利用による環境負荷の軽減
- ・集水域
 - 水質保全（汚濁負荷削減）対策
 - 森林の保全・再生
 - 中山間部や平野部における環境の保全・再生

水源かん養

- ・集水域
 - 森林の保全・再生
 - 中山間部や平野部における環境の保全・再生

自然的環境・景観保全

- ・湖内
- ・湖辺域
 - 水陸移行帯の保全・再生
 - 水辺景観の保全・再生
 - 水辺の保全的活用の促進
 - 浜欠け対策
 - 水草の異常繁茂への対策

湖底環境の改善

レジャー利用による環境負荷の軽減

外来生物の防除・駆除

在来生物の保全（増殖・栽培と野生復帰・放流）

水位操作による生態系への影響の軽減

・集水域

在来生物の保全（増殖・栽培と野生復帰・放流）

森林の保全・再生

中山間部や平野部における環境の保全・再生

つながりへの配慮

河川を中心とした生態回廊の再生

水陸移行帯（生きものの生息・繁殖環境）の保全・再生

科学的情報の共有

(2) くらしと湖の関わりの再生

目標

<全体> くらしと湖の関わりの再生

- ・個人・家庭：身近な水環境に親しみ、自らのライフスタイルを見直していく人の増加
- ・生業(なりわい)：琵琶湖流域保全と調和した生業(なりわい)の活性化と、企業による地域の環境や文化の保全・再生活動の活発化
- ・地域：地域固有の環境、文化や歴史の再評価と、それらを保全する活動や取り組みの活発化
- ・つながり：地域を越えた活動のための仕組みづくりと、普段の生活の中での湖との関わりの定着

施策

個人・家庭での取り組み

水を大切に使い、汚さないくらしを進める施策の実施

自然とふれあう時間を増やせる社会の仕組みづくり

地産地消や環境負荷の小さい購入（グリーン購入）を進める施策の実施

施

マナー向上のための施策の推進

家庭からの排水と湖の関わりに関する調査・研究

生業(なりわい)での取り組み

農林水産業の活性化と、それが琵琶湖流域の保全につながる施策の検

討と実施

地域の環境や文化を保全・再生する企業活動を支援する仕組みの構築

地域での取り組み

地域での PDCA サイクルによる順応的管理

地域間の対話・交流の活発化

住民による自然と関連する地域のくらしの価値認識とその意義の再発見

先進事例に関する情報の整理と提供

地域の保全活動を支援できる仕組みの構築

つながりへの配慮

個人・企業・地域などの主体的な取り組みや、そのネットワーク形成を支援する仕組みの構築（水を媒介とする人と人のつながり、社会的なつながり）

水辺が人々のくらしに近くなるための、社会基盤や社会そのものの検討（水と人のつながり）

環境学習・体験・観光などの事業の充実（つながりを生み出すための多様な学びの場の確保）

行事や催し物などに関する情報提供の充実（つながりを生み出すための情報基盤）

第6章 重点プロジェクト

2期計画の各種施策を効率的に進めるため、次の重点プロジェクトに取り組みます。

琵琶湖流域生態系の保全・再生

【湖内】

湖辺域・集水域における水質保全対策

- ・良好な水質および栄養塩バランスの回復を図ります

琵琶湖水位管理運用の見直し

- ・冬期水位の上昇抑制、夏期の水位低下抑制および産卵期の急激な水位低下の緩和により、琵琶湖の生態系を守ります。

水草異常繁茂対策

- ・水草の表層刈り取り、根こそぎ除去等により、航行障害、悪臭等の弊害を除去し、琵琶湖の生態系の回復に努めます。

有害生物の駆除・防除

- ・外来魚、外来植物、カワウなどの駆除・防除を行い、在来種・固有種を

保護します。

【湖辺域】

ヨシ帯の保全再生

・養浜、突堤などによる既存ヨシの維持・拡張し、失われたヨシ帯を再生します。

魚介類の生息環境、湖底環境の再生

・南湖湖底環境改善事業を推進します。

内湖の保全・再生

・既存内湖を保全・再生し、失われた内湖を復元します。

魚道の設置、多自然川づくり

・河川、排水路、田んぼへの魚道設置により産卵繁殖の場を確保します。

【集水域】

水源かん養、森林の持つ多面的機能を発揮させる森林管理

・造林、治山事業による除間伐を実施し、砂防事業を推進します。

環境こだわり農業の推進

・化学合成農薬と化学肥料の使用量を削減し、琵琶湖の水質と栄養塩バランスを回復します。

【つながりへの配慮】

暮らしと湖の関わりの再生

【個人・家庭】

自然とふれあう時間を増やせる社会の仕組みづくり

・ワークライフバランスなどの取り組みを通じて、環境保全や水辺空間での遊びなどの活動に参加が可能となる仕組みを、行政・地域・企業で確立し、また、農村地域での就農やそこへの移住に対する取り組みを推進します。

地産地消や環境負荷の小さい購入（グリーン購入）の推進

・県内産の米や野菜、琵琶湖産の魚貝類が食卓にならび、また、できるだけ琵琶湖や地球環境に配慮した環境負荷の小さい購入を奨励する施策を実施します。

【生業（なりわい）】

琵琶湖流域の保全と両立する農林水産業の活性化

・農林水産業が産業として成り立ち、次世代に引き継がれていくための施策や農林水産業の活性化と琵琶湖流域の保全が同時に図れる施策を実施します。

地域の環境や文化を保全・再生する企業への支援

・地域の環境や文化の保全・再生に取り組み、または関心を持っている企業に対し、その活動を生物環境支援・助言者（アドバイザー）制度により支援し、企業の取り組みを積極的に評価するための表彰制度を設けます。

【地域】

地域間の対話・交流の推進

・地域社会で取り組む諸団体等が参画する「県民フォーラム」を設立し、琵琶湖流域の総合保全のための社会的なネットワークや協働の仕組みを構築します。

琵琶湖の価値再発見・滋賀ブランド創造プロジェクト

「土の人・風の人」プロジェクト

・「土の人（地元の人）」と「風の人（外から訪れる人）」が互いに認め合い交流し、地域の価値を再発見する地域間の交流や観光（とくに「グリーンツーリズム」、「エコツーリズム」）を推進します。

【つながりへの配慮】

琵琶湖オーナー制度

第7章 指標

本計画に位置づけられた施策の進捗度を測るため、5で分類した各項目ごとに指標を設定します。

特に重要な指標（30指標程度）については、コア指標と位置づけ、目標値を定めて、後述する仕組みによって計画の進行管理を行うとともに、指標や目標値そのものについても、順応的に見直しを行います。

また、コア指標以外の指標についても、調査研究を行い、評価手法を確立して、必要に応じてコア指標として位置づけることとします。

なお、学術委員会の提言では、以下のとおり77の指標が提案されており、48について、目標値が示されています。

(参考：学術委員会の提言に示された指標の数)

- 琵琶湖流域生態系の保全・再生(52)(目標が示されているもの：30)
- ・湖内の保全・再生(7)(目標が示されているもの：5)
- ・湖辺域の保全・再生(25)(" : 14)
- ・集水域の保全・再生(13)(" : 7)
- ・つながりへの配慮(7)(" : 4)
- くらしと湖の関わりの再生(25)(目標が示されているもの：18)
- ・個人・家庭での取り組み(10)(目標が示されているもの：6)
- ・生業での取り組み(6)(" : 4)
- ・地域での取り組み(2)(" : 3)
- ・つながりへの配慮(7)(" : 5)

第8章 計画の実効性の確保

総合保全の取り組みは、多分野にわたるとともに、琵琶湖の生態系や水質汚濁メカニズムについてはまだ未解明の部分があることや、本計画は長期計画であり、計画期間中に住民の保全に対する考え方や価値観が変化する可能性があるなど、多くの変動要因を抱えています。

このため、県民、事業者、行政等の各主体が、共有する課題の解決に向けて、パートナーシップによるそれぞれの役割分担に基づき、計画の実効性を確保することが基本となります。

そのうえで、今回の改訂で示された琵琶湖とその集水域を一体として捉える視点を踏まえて、取り組みの各分野間の調整、連携を図りながら、さらなるデータの蓄積、環境保全のための新たな技術開発、水質汚濁メカニズムの解明や生態系に関する新たな知見を得る必要があります。

また、住民の保全に対する考え方、生命財産の保護と保全に関する住民等の合意形成やNPO活動の展開等の社会の動向、さらには新たな現象への対応、施策の進捗、財政等の状況を把握することも必要です。

そして、それらを随時適切に計画に反映させる柔軟な計画の運営、順応的管理の視点のもと、持続的な改善に努め、計画の効果を高めつつ、継続的に推進します。

(1) 協働の視点に基づく参画・実践・交流

総合保全の取り組みは、琵琶湖に流れ込む河川流域等の地域や、琵琶湖、淀川を通じて水利用等により密接に結びついている流域圏、さらには国家的

財産としての国レベルでの取り組みが必要です。

また、多様な主体が互いを知り、互いを理解し、尊重して、それぞれの意見や情報を交換することが必要です。

このため、多様な主体が参画可能な機会の提供や実践のための活動を支援する仕組みを充実するとともに、各主体間の交流を促進し、幅広い範囲で情報を共有するための機会の提供や仕組みの充実が必要となります。

- ・環境負荷の少ないくらしや事業活動の展開
- ・琵琶湖の保全ネットワークの構築
- ・世代を超えた意識の共有
- ・さまざまな人の交流の充実
- ・広域的な交流の展開
- ・琵琶湖に関する基礎的な情報の共有
- ・調査・研究等専門的な情報の利用
- ・わかりやすく理解しやすい情報の伝達

(2) 調査・研究

総合保全の取り組みを進める上では、行政と試験・研究機関が政策的な課題を共有し、連携して調査・研究を行い、その成果を課題の解決に繋げていく必要があります。

また、琵琶湖の生態系や水質汚濁のメカニズムは未解明の部分があることから、継続的に琵琶湖の状況や環境変化の予兆を把握し、その成果を総合保全の取り組みにおける予見的な対策に反映させたり、取り組みの継続的な改善に活かす必要があります。

このため、琵琶湖が抱える多面的な課題を解決するための基礎的かつ応用的、専門的かつ学際的な調査・研究を進め、琵琶湖の総合的な保全の推進に反映します。

- ・行政との課題意識の共有・連携
- ・モニタリングの推進と体系的な調査・研究の推進
- ・調査・研究拠点の拡充とネットワークの構築
- ・世界の湖沼への貢献

(3) 横断的施策の展開

計画を進めていくための法制度や財政措置などについては、まず、現在の枠組みを最大限に活用することが求められます。同時に、琵琶湖の総合的な保全のために、現行の枠組みを超えた横断的な取り組み、仕組みづくりが求められます。

今後は施策の計画・執行・評価のいずれの段階においても、横断的でさまざまな協力体制が高い水準で要求されるので、部局横断的な作業部会の設置や、事業推進母体の設置などについても検討します。

(4) 流域での取り組みの持続的改善

基本理念を堅持しつつ、地域に住む人々の自発的・主体的取り組みを計画の中心に据えて、組織の形態や運営の方法と、それらに対する行政支援のあり方を模索しながら進めていくこととします。

- ・取り組みの指針
- ・取り組みの手順
- ・取り組みの支援

(5) 順応的な計画の進行管理

計画全体のPDCAサイクルの一環として、また、同時に、情報共有の仕組みと意思決定への県民の参加プロセスの一つとして、「県民フォーラム」と「学術フォーラム」からなる「マザーレイク21フォーラム」を設置します。

「県民フォーラム」は、現在の流域ネットワーク委員会を発展的に改組するもので、琵琶湖のために県内各地域で活動している個人・団体はもとより、農林水産業従事者・企業代表・専門家・下流府県民などの多様な主体が交流・情報交換を行うとともに、行政からは、琵琶湖の現状や、計画の進捗状況についての情報提供を行い、互いの立場を理解し合い、意見交換を行う場となるものです。

県民フォーラムの運営については、住民と行政とが協働し、試行錯誤的に模索していくこととします。

「学術フォーラム」は、現在の「琵琶湖総合保全学術委員会」を改組するもので、琵琶湖と流域の状況を指標などを用いて整理・解析し、目標の達成状況を評価するとともに、その結果を県民フォーラムに提示し、また、県民フォーラムで出された意見や提案を学術的見地から検討して、施策や事業の改善を提案していくものです。それらに併せて、調査の蓄積や研究の進展にともない、目標や指標そのものも適宜見直していく場にもなります。

